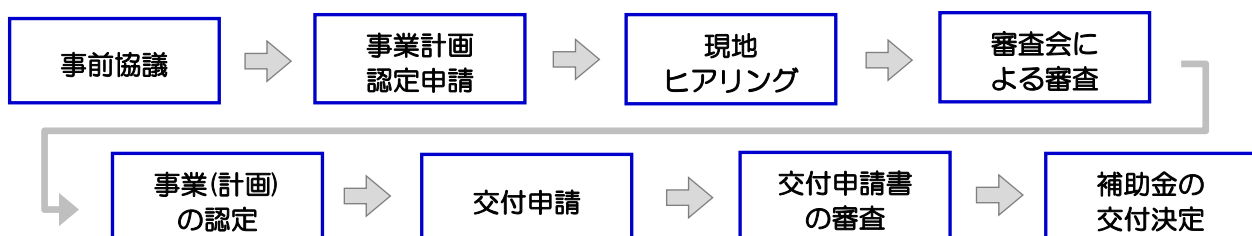


平成31年度 建設産業異分野進出初期投資補助金

建設業者等が異分野へ進出するために要する初期の設備投資経費や、進出した異分野での事業拡張のために要する設備投資経費の一部を補助します。

制度名	建設産業異分野進出初期投資補助金
対象者	次のいずれかに該当する者 (1) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。） ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県建設工事入札参加資格を有するもの イ 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること (2) 次の要件を全て満たす者（知事が認めるものに限る。） ア 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有するもの イ 直近の決算における売上が10億円未満であること (3) 異分野進出事業を行うために設立された法人で、次の要件を全て満たすもの ア 出資者の全てが県内に本店を置く事業者であること イ (1)又は(2)に該当する者の出資割合が50%を超えていること ウ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること (4) 農地所有適格法人で、次の要件を全て満たすもの ア (1)又は(2)に該当する者の出資割合が10%以上であること イ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること
補助金額	100万円～400万円以内
補助率	3分の1以内
異分野進出事業	次の要件を全て満たす者 (1) 日本標準産業分類の大分類D「建設業」又は小分類742「土木建築サービス業」に属する事業以外の分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において規制の対象とされる営業を除く。）に進出するものであること (2) 中山間地域等の経済活性化及び地域雇用の創出に資するもの (3) 異分野進出事業に専任で従事する者（事業主、取締役を除く。）が2名以上いること。ただし、農業分野においては兼任での従事を認める。
対象事業	(1) 異分野へ進出するために要する初期設備投資 (2) 進出異分野での事業拡張のために要する設備投資（同一事業に対し1回まで）
対象経費	上記の対象事業に要する経費で、建物及び構築物、機械装置等の購入費
その他	(1) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。 (2) 申請書の受付から補助金の交付決定までに2カ月程度の時間を要しますので、十分な余裕を持って事前協議を行ってください。

異分野進出初期投資補助金 ご利用の流れ



お申し込み先 島根県土木部土木総務課建設産業対策室 TEL 0852-22-6429
 ホームページアドレス http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/